平成２４年４月

「土木工事共通仕様書の改正」及び「設計変更に関する取り扱い」に関する説明会（資料）

内　容

１．土木工事共通仕様書の改正について　【資料１】　P1 ～ P5

２．設計変更に関する取り扱いについて　【資料２】　P7 ～ P34

・「設計変更協議会」実施要領について　P8 ～ P12

・工事請負契約における設計変更ガイドライン　P13 ～ P33

・工事打ち合わせ簿の様式変更について　P34

３．その他

秋田県 建設部 技術管理課

空　欄

資料1

秋田県土木工事共通仕様書の改正概要
（平成24年4月1日以降適用）

平成24年4月

秋田県建設部技術管理課　積算管理班

◆ 共通仕様書の定義

工事請負契約書と設計図書の内容について、

- 統一的な解釈と運用を図るとともに、
- その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図ることを目的としたものである。

発注者として技術的仕様を取りまとめたもので、設計図書の一部を構成するものである。

◆ 秋田県土木工事共通仕様書とは

［従前版を統合］

① 農業農村整備事業等共通仕様書（土地改良）

② 森林整備工事共通仕様書（森づくり）

③ 土木工事共通仕様書（建設）

平成19年4月から「秋田県土木工事共通仕様書」として制定しています。

本仕様書は国版を基本として、一部に秋田県の独自項目を追加した内容で構成しています。

3

◆ 共通仕様書の適用

・秋田県土木工事共通仕様書（平成23年4月1日以降適用）の一部を改正し、平成24年4月1日以降に公告、閲覧を開始する工事から適用します。

※今回の改正点については、国版の共通仕様書では、昨年度から適用済みの内容です。

（通常、国版の改正を受けてから、翌年に改正を行っています。）

4

◆ 共通仕様書の主な改正内容（1／5）

［共通仕様書本文］

◎各条文に関する用語の変更

・書面が不要な「連絡」の新たな定義付け
（契約書第18条に該当しない事項、緊急の伝達事項）

◎受発注者の業務効率化、工事書類の簡素化への対応

・提出が不要な工事書類について「提出」を「提示」へ見直し

・JISマーク表示制度の活用による材料確認の効率化

※提出が必要な書類とは・・・・

1. 設計変更に係わるもの
2. 瑕疵担保に必要なもの
3. 常備し監督業務に使用するもの
4. 指定された工事材料の確認に必要なもの
（ただし、JISマーク表示品については提出を省略）

◆ 共通仕様書の主な改正内容（2／5）

［共通仕様書本文］

◎共通仕様書への新たな掲載

・「共通編1－1－20 設計図書の変更」
秋田県の独自項目として、設計変更協議会について追記

・「共通編1－1－42 環境対策」
特定特殊自動車に使用する燃料の原則化の規定を追加
グリーン購入法に基づいた調達推進の規定を追加

・「河川編1－15－3 かごマットエ」について見直し

・「河川編1－15－4 袋詰玉石工」について追加

◆ 共通仕様書の主な改正内容（３／５）

［共通仕様書本文］

◎その他

・工事請負契約書の改正に伴う整合

「請負者」を「受注者」に見直し

・適用すべき諸基準類等の扱いの明確化

「～によらなければならない。」を「～による。これにより難い場合は」に見直し（監督職員の承諾を得ることを前提に絶対的な義務ではないことを明記）

・技術基準類等の改正に伴う整合

引用されている基準類については最新発行年に更新

JISの改正による見直し

◆ 共通仕様書の主な改正内容（４／５）

［共通仕様書本文］

◎その他

・技術基準類等の改正に伴う整合　つづき

【条文の例】

「道路土工－盛土工指針」の改正に伴ったもの

（旧）盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に３～５％程度の横断勾配を設けるとともに・・・・。

（新）盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに・・・・。

◆ 共通仕様書の主な改正内容（5／5）

［出来形管理基準］
◎表現方法の一部修正
（規格値は変更なし）

［品質管理基準］
◎適用すべき諸基準との整合、JIS基準との整合
（国の通達、改正された技術基準類等に合わせて修正）

［写真管理基準］
◎写真管理基準の一部見直し
（撮影項目、整理条件）

［段階確認一覧表］
◎今回の改正なし

9

◆ その他について（補足事項）

① 今回の改正部分は「青字」で表記
② 秋田県の独自項目は「赤字」で表記

※本共通仕様書は、秋田県ホームページ（美の国あきたネット）にて公開しています。

（アドレス）http://www.pref.akita.lg.jp/gikan/

10

空　欄

資料2

設計変更に関する取り扱いについて

技術管理課　積算管理班

設計変更に関し、発注者と受注者との間でトラブルとなる事例が見受けられる。

口頭のみの協議、現場説明書（条件明示）の内容不足、関係者間での情報の共有不足　など

原因

契約事項（契約書）の理解に個人差がある。

解決策

適切な設計変更の実施には、契約事項をよく理解し、関係者間で正しい設計変更のルールについて理解しておくことが必要。

以下に設計変更のルールを定め、統一を図る。

- ✓ 工事請負契約におけるガイドライン（案）の制定
- ✓ 「設計変更協議会」実施要領の制定
- ✓ 工事打合せ簿の様式の変更(変更概算額の記入欄の追加)

資料2-1

「設計変更協議会」実施要領について

平成24年4月1日以降適用

1

「設計変更協議会」実施要領

（目的）
第1条　設計変更協議会（以下「変更協議会」という。）は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上を目的として、設計変更に関する**意見相違等の案件が発生した際**、発注者と受注者が設計変更の妥当性協議・審議等を行い、**相互の合意形成を図る場として実施**するものである。

〔考え方〕
1　現状における問題点に対して、的確に対応する必要がある。
◆現状の問題は何か
・監督員と現場代理人の間において、設計変更の対象になるかならないかの意見相違があっても、公正に協議する場が無い。（意見相違がある場合は、監督員だけの判断ではなく、総括監督員まで含めて協議すべきである。）
・監督員の異動後における変更案件の意見相違。（前任者は設計変更すると言っていたが、後に設計変更できない事態になるケースもある。口頭ではなく、書面で確実にやりとりしていれば問題に発展する前に解決できる案件でもある。）

→ 「設計変更に関する***意見の相違する案件が発生した際***」、設計変更協議会を実施し、発注者と受注者相互の合意形成を図る。

2

（変更協議会の位置付け）
第2条　契約事項第23条に基づく工期の変更方法等、第24条に基づく請負代金額の変更方法等、第30条に基づく請負代金額の変更に代える設計図書の変更の協議として位置付けられるものである。

〔考え方〕
1　契約事項に基づく協議として位置付けるものとする。

2　契約事項第30条の請負代金額の変更に代える設計図書の変更とは、損害等の発生時における発注者が費用を増額又は負担すべき事項を定めたものである。

（対象工事）
第3条　変更協議会は、全ての工事において、以下①～②の案件が発生した場合、適宜開催できるものとする。ただし、***通常の監督行為で解決されるような設計変更等までが発議されるものではないことに留意***するものとする。

①発注者と受注者間において、**設計変更に関する意見の相違する案件**が発生した場合。
②設計変更に関して、変更協議会の開催が必要と判断した場合。

〔考え方〕
1　全ての工事において、発注者と受注者間において設計変更に関する意見の相違が発生した場合や発注者又は受注者のいずれかが必要と判断した場合、適宜開催できるものとする。
なお、共通仕様書1-1-20に変更協議会に係る事項について、以下のとおり追加明記する。（発注毎に特記仕様書に記載する手間を省く）

共通仕様書1-1-20設計図書の変更
なお、発注者と受注者間において、設計変更に関する意見が相違する案件等が発生した場合において「設計変更協議会」実施要領に基づき、設計変更協議会を適宜開催することができる。

2　発注者と受注者は、工事現場において発生する諸課題に対しては迅速に対応するよう心がけるとともに、常に良好な関係のもとで工事が円滑に実施されるよう努力することが前提であり、***通常の監督行為（工事打合簿のやりとり）により解決されるような設計変更等までが発議されるものではないことに留意***する。

（組織）
第4条　変更協議会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。なお、必要に応じて他の出席者を追加することができるものとする。
◆発注者：担当課長、総括監督員、主任監督員、監督員
◆受注者：現場代理人、主任（監理）技術者、予算担当者

〔考え方〕
1　フットワーク良く、効率的・効果的に変更協議会を実施するため、標準メンバーを「現場に関わる人」とし、現場の案件は現場で解決することを基本とする。

2　必要に応じて他の出席者を追加する場合とは、以下例が挙げられる。
・重大な変更を伴う案件において、当初から契約担当者等（発注者は農林部長・建設部長等、受注者は社長等の上層部）の出席者を追加して開催する場合。
・協議が調わない場合などに、次回から契約担当者等（発注者は農林部長・建設部長等、受注者は社長等の上層部）の出席者を追加して開催する場合。
・所属内における関係者（役職等を問わず）の出席者を追加して開催する場合。

5

（変更協議会の実施方法）
第5条　変更協議会開催の発議は、発注者又は受注者問わず可能とし、事前に相手方と調整したうえで、工事打合簿により通知するものとする。

2　開催場所は、原則として発注公所にて開催するものとし、適宜現場においても開催できるものとする。なお、1回の開催で協議が調わない場合は、複数回開催することができるものとし、協議期間は協議が十分行える期間とする。

3　協議資料については、発注者と受注者がそれぞれ協議に必要な資料を準備するものとする。

4　協議記録は発注者が作成するものする。また、協議結果については、最終的に発注者が協議記録と協議資料をとりまとめ、工事打ち合わせ簿に添付し、発注者から受注者に対して通知するものとする。

6

〔考え方〕

1　発注者又は受注者が対等に発議できるものとするが、第3条のただし書きに記載のあるとおり、*通常の監督行為により解決されるような案件までが発議されるものではないことに留意*し、工事打合簿により発議を通知する前に相手方に発議する旨や日程等について連絡確認・調整を行ったうえで工事打合簿により通知するものとする。

2　開催場所は、状況に応じて発注公所と現場のどちらでも開催できるものとし、適宜現場や複数回開催することができるものとする。なお、協議期間については、協議が十分行える期間とする。

※協議期間は、契約事項の第23条、第24条及び第30条において「協議開始の日から14日以内」とされているが、「平成8年3月27日付監－1865工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準について」により、「工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数に訂正できるものであること。」と定められている。

3　協議資料は、案件に応じて必要な資料を準備するものとする。

4　協議記録の作成及び協議結果のとりまとめについては、契約事項第18条第4項の設計図書の訂正又は変更に該当するため、発注者が行うものとする。なお、協議記録の様式は任意とする。

7

【設計変更協議会　実施例】

○発注者が発議する場合

1. 事前確認調整
   発注者 → 受注者　事前に案件の内容や発議することについて、相手方と確認・調整

2. 発議
   (1)発議通知
   発注者 → 受注者　【工事打合簿の本文記載例】
   設計変更協議会の開催を発議します。
   ・協議案件　○○○の変更について
   ・協議日時　○月○日　○時～
   ・協議場所　○○地域振興局建設部内
   (2)発議通知に対する回答
   受注者 → 発注者　【工事打合簿の本文記載例】
   了解しました。

3. 開催
   発注者・受注者双方　資料は発注者と受注者がそれぞれ必要な資料を準備。
   協議記録は発注者が作成するものとする。(様式は任意)

   ※1回の開催で協議が調わない場合は、複数回開催することができる。
   また、必要に応じて契約担当者等(部長、社長等の上層部)の出席者を追加することができる。

   協議結果の資料は、最終的に協議記録とともに発注者がとりまとめる。

4. 結果通知
   発注者 → 受注者　【工事打合簿の本文記載例】
   設計変更協議会の結果を以下のとおり通知します。
   協議案件である○○○の変更については、変更契約の対象とします。
   詳細は別添資料のとおりです。

8

○受注者が発議する場合

※内容は発注者が発議する場合と同様である。

1. 事前確認調整
   受注者 → 発注者　事前に案件の内容や発議することについて、相手方と確認・調整

2. 発議
   （1）発議通知
   受注者 → 発注者　【工事打合簿の本文記載例】
   設計変更協議会の開催を発議します。
   ・協議案件　○○○の変更について
   ・協議日時　○月○日　○時～
   ・協議場所　○○地域振興局建設部内
   （2）発議通知に対する回答
   発注者 → 受注者　【工事打合簿の本文記載例】
   了解しました。

3. 開催
   発注者・受注者双方　資料は発注者と受注者がぞれぞれ必要な資料を準備。
   協議記録は発注者が作成するものとする。（様式は任意）

   ※1回の開催で協議が調わない場合は、複数回開催することができる。
   また、必要に応じて契約担当者等（部長、社長等の上層部）の出席者を追加することができる。

   協議結果の資料は、最終的に協議記録とともに発注者がとりまとめる。

4. 結果通知
   発注者 → 受注者　【工事打合簿の本文記載例】
   設計変更協議会の結果を以下のとおり通知します。
   協議案件である○○○の変更については、変更契約の対象とします。
   詳細は別添資料のとおりです。

工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

平成２４年４月

秋田県 建設部 技術管理課

目　　次

１．策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・・・２

３．設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・・・・３

４．設計変更が可能なケースの具体例・・・・・・・・４
◆設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き
◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き
◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件
と実際の工事現場が一致しない場合の手続き
◆工事中止の場合の手続き

５．設計変更に関する監督職員の権限及び役割・・・８

６．設計変更に関する現場代理人の権限及び役割・・11

７．設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・・・・・12

８．「設計図書の照査」の範囲・・・・・・・・・・・13

９．「設計図書の照査」の範囲をこえるもの・・・・14

10．仮設の変更に関する取扱い・・・・・・・・・・・15

11．現場説明書（条件明示）について・・・・・・・17

12．関連資料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

1　策定の背景

◆土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に設計された様々な目的物を、個々に異なる現場条件、環境の下で建造しなければならない。また、不可視部分等については、事前調査では発見できなかったことが起こりうる可能性が想定される。このような現場条件や環境の変化などに柔軟に対応するためには、**設計内容の前提条件を明示するとともに、自然的または人為的な条件による変更事項をあらかじめ想定し、条件明示することにより円滑な設計変更に備えることが重要である。**

◆設計変更の現状

契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した内容を変更し、併せて工期や請負代金額の変更が必要となるケースがある。
しかし現状は、条件明示の内容不足により本来設計変更の対象になるべき事項を対象外としたり、口頭のみで協議したために、設計変更の段階で意見が食い違い変更に反映されなかったといった事例があるほか、現場条件が当初の想定に対して大きく乖離していたにもかかわらず「任意仮設」であるがために変更しない等、**発注者と受注者との間でトラブルとなる事例が見受けられる。**

◆発注者・受注者の留意事項

[発注者]

① 設計図書の作成にあたっては、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）により設計内容の前提条件や、設計変更の対象となるべき事項について**確実かつ明確に明示するよう徹底**する。
② **設計変更のルール**について理解しておく必要がある。

[受注者]

① 工事着手前に、設計図書を照査して着手時点における疑義を明らかにし、書面により各項目について必要な**「協議」**を実施する。
② 施工中においても疑義が生じた場合は、その都度発注者と書面により「協議」を行い、**確実に発注者の指示を書面で受けてから工事を進める。**

◆策定の理由

適切な設計変更の実施には、発注者と受注者が相互に正しい設計変更のルールについて理解しておく必要がある。

そこで、既存の通達等を踏まえ、設計変更における課題と留意点を**「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」**として取りまとめた。

2　設計変更が不可能なケース

◆ 下記のような場合においては、原則として**設計変更を行うことができない**。（ただし、契約事項第２６条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない）

- 発注者が**「承諾」して施工**した場合

- 発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合（「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合も同様）

- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている**所定の手続き（契約書第１８条～２４条、第３０条、土木工事共通仕様書１－１－４、１－１－１９～１－１－２１）を経ていない場合**

契約事項第１８条　条件変更等
第１９条　設計図書の変更
第２０条　工事の中止
第２１条　受注者の請求による工期の延長
第２２条　発注者の請求による工期の短縮等
第２３条　工期の変更方法
第２４条　請負代金額の変更方法等
第３０条　請負代金額の変更に代える設計図書の変更

共通仕様書１－１－４　設計図書の照査等
１－１－19　工事の一時中止
１－１－20　設計図書の変更
１－１－21　工期変更

- **正式な書面によらない事項**（口頭のみの指示・協議等）の場合

3　設計変更が可能なケース

◆ 下記のような場合においては、**設計変更が可能**である。

- 仮設（指定・任意とも）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要）
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手できない場合**
- **「協議」等の所定の手続きを行い、発注者から「指示」又は「通知」があったもの。**
- 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合

上記は全て書面（打合せ簿）で手続きを行ったもののみが有効である。また、書面は全て発行年月日を記載し、署名または押印したものとする。

◆ **変更指示・設計変更にあたっては、下記事項に留意する。**

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」（打合せ簿による確認）を行う。
- 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする。

  ※規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。
- 設計変更に伴う変更請負額をその都度把握しておく。
- 設計変更「協議」において意見が相違する案件が発生した場合は、設計変更協議会を実施し合意形成を図る。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものである。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。
- 工期は変更契約時に、発注者と受注者が協議して定める。

4　設計変更が可能なケースの具体例

◆ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

（契約事項第18条第1項の二）

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

【受注者】

「契約事項第18条（条件変更等）第1項の二」に基づき、**その旨を直ちに監督職員に通知**

【発注者】

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）**

受注者及び発注者は、第23条、第24条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める

◆ 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

（契約事項第18条第1項の三）

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

【受注者】

「契約事項第18条（条件変更等）第1項の三」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知

【発注者】

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）

受注者及び発注者は、第23条、第24条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める

◆ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

（契約事項第18条第1項の四）

- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない場合
- 前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

【受注者】

「契約事項第18条（条件変更等）第1項の四」に基づき、設計図書の**条件明示（当初設計の考え）と現地条件が一致しないことを直ちに監督職員に通知**

【発注者】

調査の結果、その事実が確認された場合は、第4項・第5項に基づき、**必要に応じて設計図書の訂正・変更**

受注者及び発注者は、第23条、第24条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める

◆ 工事中止の場合の手続き

（契約事項第20条）

〔受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き〕

- 設計図書に工事着手時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- 予見できない事態が発生した(地中埋設物の発見等)場合

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事をすることができない

↓

「契約事項第20条（工事の中止）第1項」により発注者は工事の全部又は一部の施行を**原則として一時中止しなければならない。**

↓

【発注者】
一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）

↓

【受注者】
土木工事共通仕様書1-1-19第3項に基づき**基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る。**

↓

【発注者】
現場管理上、**最低限必要な施設・人数等を吟味**し、基本計画書を承諾

⇔

【受注者】
不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る。

↓

【受注者】
基本計画書に基づいた施工の実施

↓

【発注者】
承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施

5　設計変更に関する監督職員の権限及び役割

契　約　事　項

（監督職員）

第９条

２　監督職員はこの契約事項の他の条項に定めるもの及びこの契約事項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

〔契約事項の運用基準(平成８年3月27日付け　監-1865〕
第４項は第１条第５項の特則を規定したものではなく、設計図書において権限が定められる監督職員の指示又は承諾について、緊急の場合を除き、書面によることを定めたものであること。この場合の書面は別に定めるものを除き、独立した文書のほか、工事打合せ簿等に記載する等の方法をとること。

（条件変更等）

第18条

２　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。

二　第１項第４号又は第４号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行う。

三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

〔共通仕様書　契約事項様式　様式16〕
発注者と受注者の間のやりとりは工事打合せ簿により行う。

（設計図書の変更）

第19条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

〔契約事項の運用基準(平成８年3月27日付け　監-1865〕
第１項の規定による通知は、様式７によること。
※この前段として、監督職員が打合せ簿により現場代理人に内容を通知し、了解を得る。

共　通　仕　様　書

１－１－２　用語の定義

13．指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

14．承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。

15．協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

20．書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

１－１－９　監督職員

１．当該工事における監督職員の権限は、契約書第９条第２項に規定した事項である。

２．監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

財　務　規　則

（監督職員）

第二百二条第二項

監督職員は、次に掲げる事項を処理しなければならない。

１　工事の施行に立ち会い、又は必要な監督をし、及び契約者の現場代理人に対して指示を与えること。

２　設計図書に基づいて、監督に必要な細部設計図若しくは原寸図等を作成し、又は契約者の作成する細部設計図若しくは原寸図等を検査して承認を与えること。

３　工事用材料及び工作物の検査及び試験を行うこと。

第二百二条第三項

前項の規定に基づく監督職員の指示又は承認は、原則として書面をもって行わなければならない。

打合せ簿の処理について

１．受注者とのやりとりは、全て「打合せ簿」により行う。

２．案件の変更契約の可否及び変更内容については必ず記入する。
また、既契約の積算内容にない新たな追加工種を含む場合については、変更増減概算額も記入する。ただし、その額が既契約額の１％に満たない場合はこの限りではない。

３．受注者より「協議」があった場合も２と同様とする。

４．受注者とのやりとりにおいて、意見の相違する案件が発生した場合は、設計変更協議会を実施し、相互の合意形成を図るものとする。

５．請負代金額が変更となる場合は、必要に応じて「部内の予算とりまとめ担当者」等を決裁ルートに含める。

６．打合せ簿は、内容を問わず全て総括監督員の決裁を得る。

打合せ簿のながれ

ケース１
【発注者からの指示又は通知】　※発注者発議

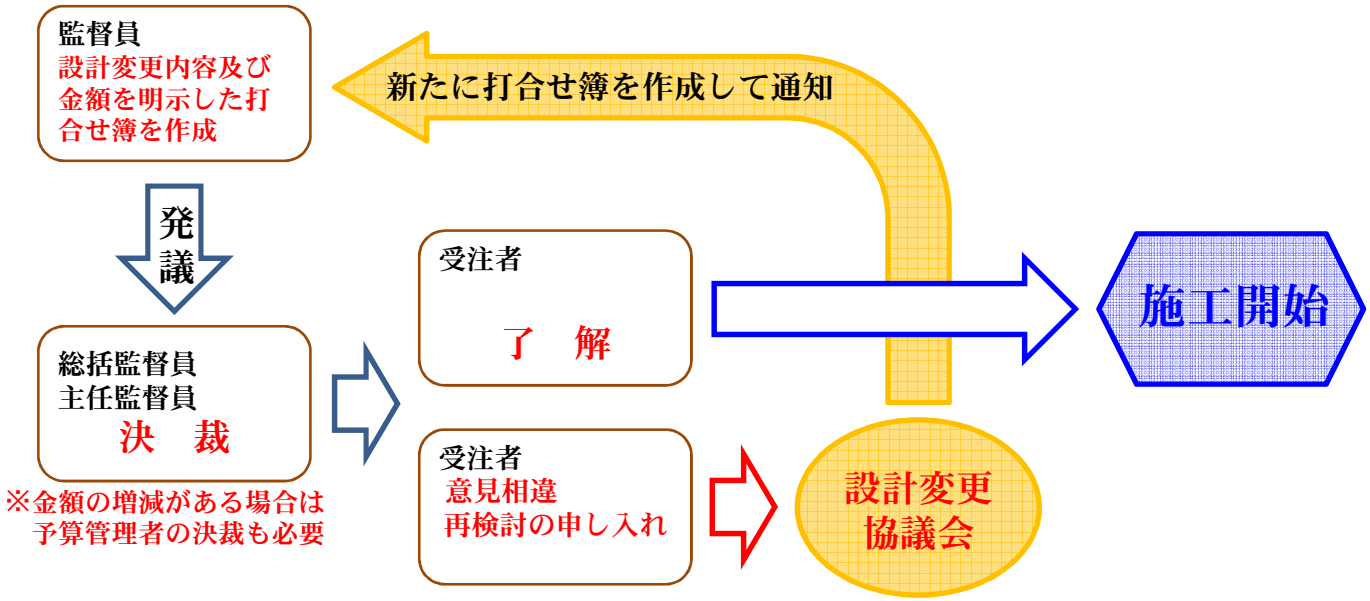

ケース２
【受注者からの協議】　※受注者発議

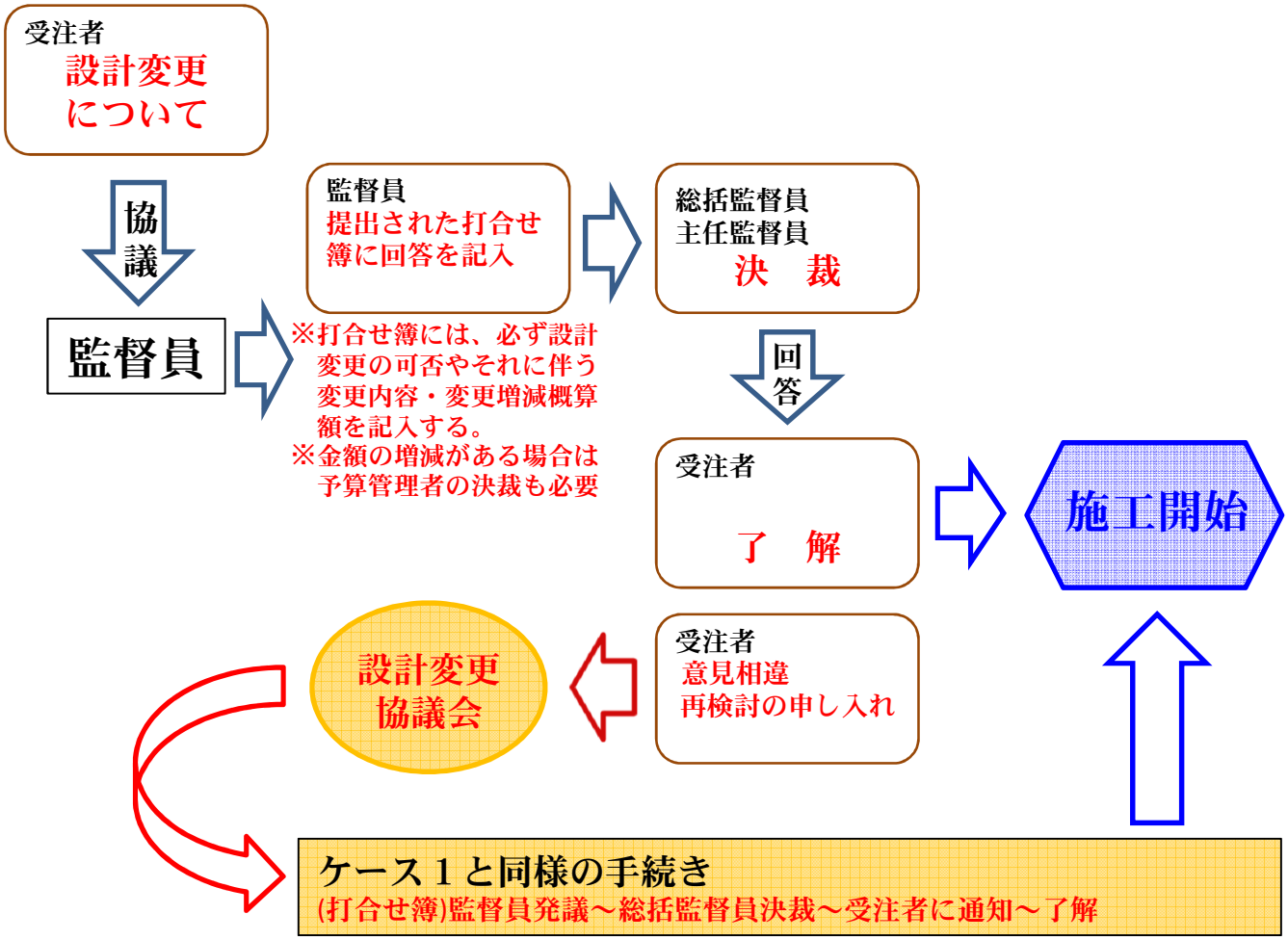

6　設計変更に関する現場代理人の権限及び役割

契　約　事　項

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条

二　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

〔契約事項の運用基準(平成８年3月27日付け　監-1865〕
「現場代理人」とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、工事現場に常駐することとされている。

（条件変更等）

第18条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び金額を記載しない内訳書並びにこれらに対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること

三　設計図書の表示が明確でないこと

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

〔共通仕様書　契約事項様式　様式16〕
発注者と受注者の間のやりとりは工事打合せ簿により行う。

共　通　仕　様　書

１－１－４　設計図書の照査等

１．受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

２．受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

３．受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、およびその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

打合せ簿の処理について

１．監督職員とのやりとりは、全て「打合せ簿」により行う。

２．工事着手前に、第１８条第１項～５号について確認し、監督職員に打合せ簿で「報告」又は「協議」する。

３．案件の変更契約の可否及び変更内容、及び変更増減概算額については必ず監督職員に確認する。

４．監督職員からの「通知」「指示」等に疑義がある場合は、施工開始前に再検討の申し入れを、打合せ簿により監督職員に行う。

５．打合せ簿は、監督職員の決裁を得たものを全て保管しておくこと。

7　設計変更手続きフロー

1 図面、仕様書、現場説明書及び金額を記載しない内訳書並びにこれらに対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
2 設計図書に誤謬又は脱漏があること
3 設計図書の表示が明確でないこと
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

【契約事項第18条第1項】

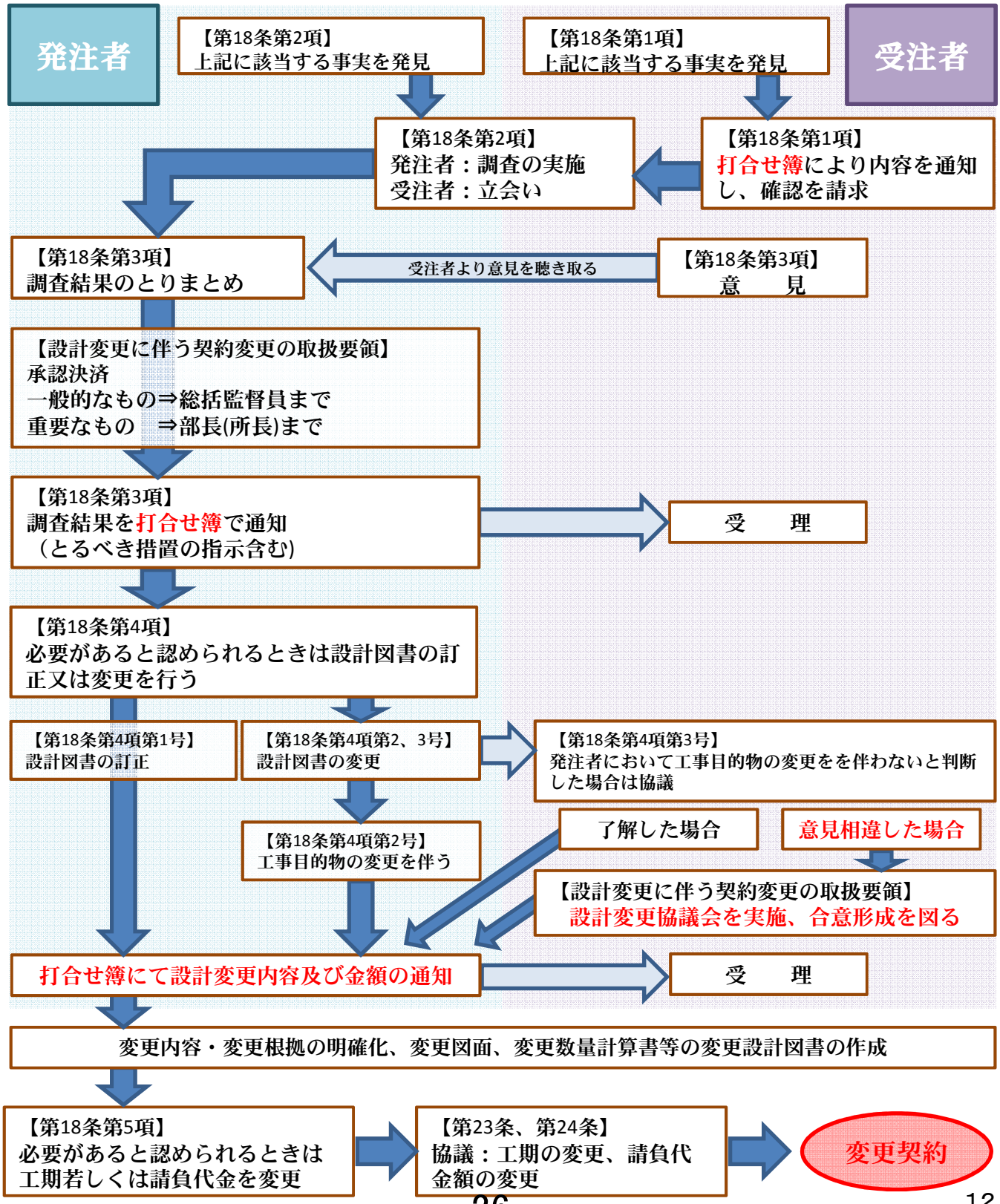

８　「設計図書の照査」の範囲

◆ 「設計図書の照査」については共通仕様書１－１－４に定められたとおりである。なお、工事施工の円滑化と品質の確保に努めるために、工事施工調整会議を積極的に活用すること。

◆ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲としては、以下のとおりである。

１　設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認。
・数量計算書と設計書の内容の整合確認。
・構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認。
・設計図面・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうか。

２　設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認。
・設計図面のとおり構造物を作ることが出来るかどうか。
・縦横断図の地盤線と現地地盤の確認及びその軽微な修正等。
・当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその軽微な修正等。
・埋設物、支障物件等の現地確認。

３　舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書第６編「14-4-3路面切削工」「14-4-5切削オーバーレイ工」「14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査の範囲である。）

9　「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

◆ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定され、**このような場合は「別途業務にて実施した設計図書で指示する」等、発注者がその費用を負担する。**

【新たに設計図の作成が必要なもの】
- 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。（災復旧等の工事で、標準断面発注し、工事において測量から設計まで行う場合等）
- 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。または、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

【構造計算等が伴うもの】
- 構造物の応力計算を伴う照査。
- 構造物の位置や計画高さ、載荷高さ、延長等が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。（設計業務の瑕疵について確認が必要）
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。（設計業務の瑕疵について確認が必要）
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

【設計根拠の検討まで必要なもの】
- 「設計要領」・「各種示方書」等で示す設計計算・考え方との照合。
- 設計根拠まで遡る見直し及び必要とする工費の算出。
- 設計のため地質調査が必要な場合。（品質管理のための調査は含まない）

１０　仮設の変更に関する取扱い

◆ 指定仮設と任意仮設

公共工事の仮設は、契約事項の原則からすれば、受注者の責任において施工する「任意仮設」が基本であると考えられている。しかし、公共工事においては、工事中における公衆災害の防止及び施工に伴う重大な労働災害の防止についても特に留意する必要がある。

このため、工事の発注にあたって、発注者が特に必要と判断したものは、契約条件として仮設工の規模・構造等について予め発注者が指定し「指定仮設」とする場合がある。

【指定仮設】

○工事目的物を施工するにあたり、**設計図書に施工方法等を指定**したものである。（設計変更の対象となる。）

○下記事例やこれに類する工事を対象とする。

- 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
- 仮設構造物を一般交通に供用する場合
- 特許工法または特殊工法を採用する場合
- 関係官公署等との協議により制約条件のある場合
- その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

なお、上記のような指定仮設とする場合は、事前に現地調査を十分に行い、仮設工の計画・設計の可否を技術的に検討審査するとともに、経験豊富な専門家等の助言も活用して指定仮設の内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性の確保に十分配慮した適切な内容とすること。

【任意仮設】

○工事目的物を施工するにあたり、受注者が自らの責任で行うもので、**仮設、施工方法等の選択は受注者に委ねられる**。（原則[※1]、設計変更の対象としない。）

○発注者（監督職員）は任意の趣旨を踏まえ、施工計画書が提出された際には、**仮設計画の妥当性について確認**することが重要である。

指定仮設と任意仮設の区分は、「仮設の構造、規格、寸法、工法等の必要事項を明示するか、それともこれらを決定するために必要な設計上の条件のみ明示するか」の契約上の違いだけであり、本来、設計の方法については何ら異なるところは無いものである。したがって、指定仮設に比べ任意仮設が軽んぜられるということはあってはならない。

指定、任意の考え方

	指　　定	任　　意
設　計　図　書	施工方法について具体的に指定する （契約条件として位置づけ）	施工方法について具体的に指定しない （契約条件ではない）
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 （施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	行う	行わない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	行う	行う

※1　ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

〔契約事項第18条第１項の４〕

１１　現場説明書（条件明示）について

平成21年3月16日付け建管-2841
秋田県土木工事特記仕様書及び現場説明書（条件明示）作成要領　より

◆ 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件（施工条件）等や図面及び仕様書に表示し難い見積条件を示した書面をいう。

【留意事項】

○現場説明書は、制約を受ける当該工事に関する施工条件を明示することによって工事の円滑な執行に資することを目的としており、当初契約においてやむを得ず施工方法について仮指定せざるを得ないもの、又は変更が予想されるもの、あるいは制約される工事工程や特殊な工法等について相手方（受注者）が十分な見積りができるよう条件明示するものとする。

○明示項目として以下のようなものが上げられる。
工程、用地、公害、安全対策、工事用道路、仮設備、建設副産物、工事支障物件、薬液注入、その他など。

○明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、発注者と受注者とが協議できるものである。

【明示項目及び明示事項】

明示項目	明　　示　　事　　項
工程関係	１．他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 ２．施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 ３．当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 ４．関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 ５．余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 ６．工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間

明示項目	明　　示　　事　　項
用地関係	１．工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 ２．工事用地等の使用終了後における復旧内容 ３．工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 ４．施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	１．工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 ２．流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 ３．濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） ４．工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	１．交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 ２．鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 ３．落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 ４．交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 ５．有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	１．一般道路を搬入路として使用する場合 (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2)搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 ２．仮道路を設置する場合 (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2)仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	１．仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 ２．仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ３．仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	１．建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 ２．建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 ３．建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件

明示項目	明　　示　　事　　項
工事支障物関係	１．地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 ２．地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	１．薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 ２．周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	１．工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 ２．工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 ３．支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引き渡し場所、引き渡し期間等 ４．関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 ５．架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 ６．工事用電力等を指定する場合は、その内容 ７．新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 ８．部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 ９．給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

１２　関連資料等

・平成８年３月２７日　監－１８６５
**　工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準について**
・平成２０年３月２１日　建管－２５０９
**　請負契約事項第１条第３項の運用について**
・平成２１年３月１６日　建管－２８４１
**　秋田県土木工事特記仕様書及び現場説明書（条件明示）作成要領について（通知）**
・平成２２年３月２４日　建管－２５８４
**　秋田県土木工事特記仕様書及び現場説明書（条件明示）作成要領の一部改正について（通知）**
・平成２４年３月９日　建管－２１８０
**　閲覧する設計図書等の作成要領の改正について（通知）**
・平成２０年３月５日　建管－２３７２
**　「工事施工調整会議」実施要領の改正について（通知）**
・平成２４年３月７日　建管－２１６８
**　設計変更に伴う契約変更の取扱要領の改正について（通知）**
・平成２４年３月７日　建管－２１６９
**　「設計変更協議会」実施要領の制定について（通知）**

様式(16)

資料2-3

						課長		班長	

工 事 打 合 簿

発 議 者	□ 発注者　□ 請負者		発議年月日	平成　年　月　日	
発議事項	□指示　□協議　□通知　□承諾願　□提出　□報告　□届出　□その他 なお、本案件は変更契約の　□対象　□対象外　とします。〔変更概算額:　〕				
工事番号		工事名		工区名	
請負者名			現場代理人名		

(内容)

処理・回答	発注者	上記について　□指示 ・ □承諾 ・ □協議 ・ □通知 ・ □受理　します。 □その他(　　) なお、本案件は変更契約の　□対象　□対象外　とします。 〔変更概算額:　〕 平成　年　月　日
	受注者	上記について　□了解 ・ □協議 ・ □提出 ・ □報告 ・ □届出　します。 □その他(　　) 平成　年　月　日

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者